

# みやき町立中原小学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日

## 1 策定の定義

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識にたち、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせない明るい学校づくりに取り組むために「みやき町立中原小学校いじめ基本方針」を策定する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 児童一人一人が認められ、自己有用感を育む教育活動を推進する。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- いじめの早期発見、早期解決のため、学校と家庭、地域との連携を強化する。

## 3 いじめの防止等のための指導体制・組織

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭で構成する。

### (2) いじめ防止対策拡大委員会

上記(1)のメンバーに、学校評議員3名、PTA会長を加える。

### (3) 生徒指導・職員連絡会

毎週の本会で、問題行動等の事案についての情報共有を図る。

## 4 いじめの未然防止の取組

### (1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育を推進する。

#### ① 一人一人が活躍できる授業及び諸活動

児童が主体的に取り組める学習活動の工夫、主体的な活動を支える児童会活動の工夫

#### ② 自己有用感を高める縦割り班活動の充実、「友達の光るところ見つけ」の実践継続 所属学級のみならず、異学年児童とのつながりを高める活動の場づくり

#### ③ 体験活動の推進

地域住民との体験活動、中原中学校及び中原特別支援学校との交流活動

### (2) 道徳教育・人権教育の改善・充実

豊かな心を育む道徳の時間の充実、命ある学校飼育動物とのふれあい活動の実践

## 5 いじめの早期発見の取組

- 「生活アンケート」実施、日記等の記述把握
- 「楽しい学校生活を送るためのアンケート」Q-Uアンケート実施
- 県・町の指示による「学校生活アンケート」年2回実施
- いじめ相談窓口の設置
- 上記の取組を生かして早期発見につなげるとともに、日頃から保護者が相談しやすい関係づくりに努める。

## 6 いじめ事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

- ① アンケートの記述やいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 解決を第一に考え、保護者及びその他関係者との適時・適切な情報共有を図る。

## (2) ネットいじめに対する対応

- 児童の発達段階に応じた情報モラル教育を行い、ネットいじめに向かわない意識を育む。
- 保護者向けに年に1回情報モラル研修会等を行い、未然防止を図る。
- 県が実施するネットパトロールの情報により連絡を受けた場合は、町教委の指示を仰ぎ、対処する。

## (3) 重大事態への対応

- ① ただちにみやき町教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- ② みやき町教育委員会と協議の上、いじめ防止対策拡大委員会を開催し、対応策を協議する。事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 被害児童の保護とケアを最優先するとともに、加害児童に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- ③ 事案に係る調査の結果、明らかになった事実関係については、個人上保護に十分に配慮しながら、関係の児童及びその保護者に適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

なお、この場合の調査結果については保存期間を3年とする。

## 7 いじめの再発防止の取組

- (1) 「いじめの解消」と言える一定の解決が図られた後1カ月以上その後の観察や面談等を実施し、通常の生活に戻ったと判断できる状態が継続するよう、全職員による指導体制を維持する。
- (2) 児童とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、児童がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラー等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。

## 8 職員研修

年間計画に位置付けていじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する職員研修を行う。特に、自己有用感や自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図る能力を育む指導・支援に関する研修を行う。

- 「いじめ防止対策推進法」「みやき町子どものいじめ・体罰等防止条例」「学校いじめ防止基本方針」の理解と周知
- 人権教育・生徒指導・教育相談・特別支援教育に係る研修、CAP教職員ワークショップ、Q-U研修、情報モラル研修等

## 9 取組体制の点検及び計画について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価において「心の教育」「いじめ問題への対応」の評価項目を起こし、取組の点検を行う。
- (2) 学校評価の結果を公表する。課題についてはその要因を分析し、取組内容や方法の見直しを行い、改善に努め、実効性のある取組となるようにする。

\* この方針は、平成26年4月1日現在のものであり、今後も必要に応じて改定する。